

草津市議会基本条例（案）についてご意見を募集しました

～パブリックコメント実施結果～

草津市議会では、より開かれた議会を目指し、議会基本条例（素案）のパブリックコメントを実施しましたところ、皆さんから貴重な御意見をいただきありがとうございました。

このたび、いただきました御意見と、御意見に対する市議会の考え方を取りまとめましたので、お知らせいたします。

パブリックコメント実施結果の概要

意見の募集期間：平成26年5月7日（水）から平成26年6月6日（金）まで

意見の提出者数：5人（直接持参2人、メール2人、郵便1人）

意見の提出件数：14件

意見の反映件数：1件

御意見と、御意見に対する市議会の考え方は、別紙を御覧ください。

お問合せ先

草津市議会事務局（市役所3階）

〒525-8588 草津市草津三丁目13-30

TEL 077-561-2413

FAX 077-561-2485

メール gikai@city.kusatsu.lg.jp

パブリックコメントでの意見と市議会の考え方

	該当条項	意見	市議会の考え方
1	前文	<p>「市民に開かれた議会」、「政策の立案や提言を行う議会」、「適正な行政の監視および評価を行う議会」を明記されている事は大変に意義のある重要な記述だと思います。草津市の議会の取り組むべき方向が明確で頼もしいと感じます。</p>	<p>ご賛同ありがとうございます。草津市議会基本条例に定める議会の役割を果たすよう、取り組んでいきます。</p>
2	第2条 定義	<p>市民の定義に居住要件以外のものがあるが、例えば第20条の議員定数に関するものなど、居住者以外の市民と居住する市民の利益が相反する場合は考えられるのではないのでしょうか。市民を定義することで、陳情や請願の取扱等への影響はないのでしょうか。</p>	<p>請願・陳情の提出は保障された権利として、提出者は市内在住者に限定されておらず、議会基本条例（案）においても限定するものではありません。 ご指摘のとおり、利益が相反する場合も考えられますが、だからこそ議会は、市民全体の福祉向上のため、草津市のまちづくりに関わる多くの市民の方々の意見を聴き、議論することが求められています。 したがって、「市民」の定義は条例では規定しません。</p>
3	第3条 議会の役割	<p>第3条の2項と4項の「確保」という表現は何を意味しているか分かりにくいと思います。 2項の「機会の確保」が、いまある制度等を堅持するという事なのか、それとも新しい事をつくる努力をする意味なのか。この具体的な取り組みは第3章で定めるとの解説から考えますと、「機会」をつくりだすような事に力点があるのではないかと思います。そういう意味を含めた文言にされた方が良いのではないのでしょうか。 4項の「執行が確保される」とあるのも、具体的な取り組みが明記されている5章の内容を見ると、明確に「執行が実施」されると明記される方が整合性あるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、「確保」という意味では趣旨と異なるものと受け止め、次のように修正します。 第2項 「参加する機会を確保するよう」 「参加する機会の拡充に」 第4項 「適正な執行が確保されるよう」 「適正に執行が実施されるよう」</p>
4	第4条 議員の活動原則	<p>本条例違反の疑いがある場合は、政治倫理条例の中で提起をしていくことを想定しているのか、よくわからない。</p>	<p>本条例（案）と政治倫理条例とは条例の制定目的が異なることから、ご意見のような提起をすることは想定していません。 本条例の実効性を担保するため、第23条において本条例の目的が達成されているかどうか常に検証することを規定しています。 一方、政治倫理条例は、議員が行動するに当たって遵守しなければならない政治倫理規準や審査等の請求について定めています。</p>

パブリックコメントでの意見と市議会の考え方

	該当条項	意見	市議会の考え方
5	第6条 市民への 情報公開 および 情報発信	<p>「多様な手法を用いて積極的に情報発信」とあり、大変に重要な取り組み事項だと思えます。ただ、情報技術の開発スピードはますます早く、それに伴って情報ツールも進歩します。情報公開する事も、そのツールを如何にうまく使うかでその効果は大きな違いとなります。特に、若い世代への政治、行政の情報発信を考えるとどんな情報ツールを活用するかが鍵であると言っても過言ではないかと思えます。又、生活スタイルが多様化していることもあり、議会の事を知る接点を増やす事も重要だと思えます。それで、「多様な」という表現をより明確にするために「情報技術の発展を踏まえて」といった文言を入れて多様な情報ツールを活用することを示唆しておいた方が趣旨（市民に開かれた議会）に適うのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、情報技術の進展を踏まえて、多様化する情報媒体を活用し、今後も速やかに、わかりやすく情報を発信することに努めていかねばならないと考えています。ご提案いただいた文言の内容も十分に認識した上で、条文上「多様な」という文言に含めているものです。</p>
6	"	<p>折に触れて議会の傍聴していますが、傍聴席の空席が多いのが気になっています。議員諸氏と一般市民との間の距離を密接にするために、議会傍聴を呼びかけるだけでなく、議会開催中は各議員諸氏がその支援者市民を各2名ずつ（あるいはそれ以上）議会傍聴に來場して下さるように義務付けられたら如何ですか。</p>	<p>今後、開かれた議会を実行することで、議会への関心や市民参加が進むよう、また、情報提供の充実や傍聴環境の整備など、傍聴を促進するための取り組みを積極的に進めていきます。</p>
7	第7条 多様な 市民参加 および 市民との 連携	<p>第7条の2では、「委員会は、請願の審査において、紹介議員の説明後、必要に応じ請願者に意見を聞くことができる。」とありますが、自ら説明する機会を欲するかについて、請願者の意向も尋ねられて良いのではないかと思います。その上で、委員長が判断されてはどうでしょうか？</p>	<p>ご指摘の内容は、委員会でも検討致しました。請願の提出には紹介議員が必要となり、委員会において請願を審査する際には、説明や質疑に対する答弁は、請願者ではなく紹介議員が行います。今回、現行の制度に加えて、審査の過程を充実させるために必要な場合は、請願者本人に意見を求めることができるものとしたものです。</p> <p>請願は、市民の政策提案とも位置づけられるものであり、今後、この制度での経過を見ながら検討もしていきたいと思えます。</p>
8	第8条 議会 報告会	<p>第8条「議会報告会」では、議会の報告だけでなく、市民の意見を聞く場としての「議会報告会」の開催を定期的に行うとされています。大変良いことだと思えますが、同時に気をつける必要もあります。さまざまな課題において、ある種の意見を強く主張する集団の人たちが、議会報告会に大勢押しかけて、自分たちの主張を一方向的に述べるようなことも、想定しておく必要があります。そういう時には、ワークショップの手法などを用いて、さまざまな意見を公平に聴き取れるようにして、その場の雰囲気に参加者が支配されてしまうことがないようにする工夫も必要と思えます。</p> <p>また、開催については、定期的な開催だけでなく、議会の意向での開催や、市民からの要請での開催などもあっていいのではないのでしょうか？</p>	<p>ご指摘については、大変大事なことだと受け止めています。開催については、定期的に年一回は開催し、また必要に応じて開催する予定としています。</p> <p>また、開催にあたっては、ご提案いただいたように、できるだけ多くの市民の御意見を公平に聴くことができるように工夫してまいります。</p>

パブリックコメントでの意見と市議会の考え方

	該当条項	意見	市議会の考え方
9	第10条 政策立案 および 政策提言	自治体基本条例で議会機能として「立法機能を有する」とあるが、10条1項には条例の提案とあるものの、2項は「政策形成および立案能力の向上を図るため」としかなく、今後の地方分権下の中で政策立案や提言への意気込みは感じるものの、立法機能強化への具体的対処の記述が薄い。実際に立法機能を発動する気概が草津市議会からは感じられない。	ご指摘のとおり、議会の立法機能は、今後ますます重要になってくると認識しています。現在、市政の課題等について各常任委員会の所管事務調査において調査・研究を行っていますが、今後は、第11条の専門的知見の積極的な活用や、第12条の政策討論の場における議員間討議を行い、政策提案や政策提言を行うことにより、議会の立法機能の向上に努めていきたいと考えています。
10	第12条 政策討論	第12条の解説では、「原則 公開により行います」とあります。それならば、本文にも明記して頂きたいです。政策が、どんなプロセスで立案されてきたのかを知るの是非常に大事だと思います。どんな市民の意見を反映させていたのかを知り得る事にもなります。その意味からも「公開」する文言を明記すべきだと思います。	政策討論については、市の重要政策、課題等に対する政策形成を目的とし、「市民に開かれた議会」に向けて、政策形成過程を原則公開としています。ただし、案件により、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるような場合は、非公開による開催を考慮しています。政策討論の具体的な実施方法等については、いただいたご意見も参考にしながら、今後要領等で定める予定をしており、実効性のある討論を行いたいと考えています。
11	"	<p>政策討論を行うことは、たいへん良いことだと思います。</p> <p>どういう手続きで、テーマを選定し、どういうスケジュールで行うのか、また、誰が進行役をして、どういう参考人を招くのか・・・など開催ルールについての意見ですが、進行役は、その時々テーマに合わせて柔軟に選定できるといいと思います。市民説明会の模擬議会では、「傍聴人OKで、議事録も全て公開。しかし、市民の意見陳述は認めない。」ということでした。ですが、ケースバイケースで良いのではないのでしょうか？討論のテーマによっては、議員一人一人の専門分野以外の事もあるでしょうし、専門家や、討論のテーマについて詳しい人の意見を聞くことが討論に役立つこともあると思います。同時に、「非公開」にすることが、率直な討論を可能にするケースもあると思います。開催方法は柔軟でいいのではないのでしょうか？忌憚なく政策討論し、その後の議決は、「委員会」や「本会議」で採るのがいいと思います。</p> <p>条例案では、「・・・重要政策、課題等に対して議員間の共通認識および合意形成を図り、政策立案等を行うため・・・」とありますが、必ずしも特段の重要政策・課題でないテーマの場合でも、個々の議員が「自らの所属していない委員会での課題」について意見を述べたり、各会派が行った視察研修などでの成果を互いに報告して、議員間の学びを深める目的で開催しても良いのではないかと思います。</p> <p>また、開催目的のゴールを「合意形成と政策立案」までするとハードルが高いので、「情報共有と意見集約」のレベルでも可能とした方が、結果的にいい討論が展開できると思います。</p>	<p>政策討論については、市の重要政策、課題等に対する政策形成を目的とし、「市民に開かれた議会」に向けて、政策形成過程を原則公開としています。ただし、案件により、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるような場合は、非公開による開催を考慮しています。</p> <p>政策討論の具体的な実施方法等については、いただいたご意見も参考にしながら、今後要領等で定める予定をしており、実効性のある討論を行いたいと考えています。</p>

パブリックコメントでの意見と市議会の考え方

	該当条項	意見	市議会の考え方
12	第14条 市長等への 反問権の 付与	<p>第14条において「本会議および委員会の審査において、議員の質問に対し答弁をする者は、質問の論点および根拠等を明確にするために、議長または委員長長の許可を得て、反問することができる。」とある。常識的な範囲においてこの権利を使われることは、議会にとって有益であると思います。しかし、横暴な市長などがこの権利を乱用したり、議長や委員長が公正さを欠く場合には、有害になる可能性もあります。</p> <p>あくまで、「市民の代表者である議員」が、行政の在り方をチェックし「問い、質す」のが質問ですから、その権利を妨げることがないようにしなければならないと思います。</p>	<p>ご指摘のとおりです。反問権の目的は、「質問の論点および根拠等を明確にするため」であり、反問の際には、議長や委員長長の許可を得て行うこととしていますので、この原則に照らして適正に判断し、運用していきます。</p>
13	第19条 議会の 調査研究 体制の 充実およ び強化	<p>第19条において、議会の政務調査活動について書かれ、2において、議会図書館の充実も書かれています。政務調査活動を議員や個人が公費を使って行い、議会の機能を使って市民福祉に貢献するためには、個々の政務調査活動の内容および成果や、調査活動に関する資料を、報告書等の形で議会図書館にアーカイブ化して残し、他の議員や市民に活用できるようにすることも定めてはどうでしょうか？特に、視察や研修で多額な費用を使うことが市民に理解されるためにも実現する必要があると思います。</p>	<p>政務活動費を使用した研修会・会議等への参加、先進事例の視察、中央省庁等への要請・陳情活動を行った際には、報告書を作成することが制度化されており、この報告書を議会図書室に保管し、議員の情報共有に役立てており、市民の皆さんもご覧いただけるようにしています。ご指摘の内容については、わかりやすい情報発信にもつながるご提言でもあり、報告書や資料等の保管法や活用法については、検討してまいりたいと思います。</p>
14	第23条 見直し 手続	<p>第23条で検証は議会が行うとなっているが、お手盛りになる可能性もあり、必要に応じて第三者機関における（不）定期的な市民検証が行われるべき。それがいないところでは、同条例はアクセサリー条例化する危険があると思う。</p>	<p>現在は議会自らが検証を行うことを予定していますが、今後、第三者機関による検証も含め、検証方法について検討していきます。</p>